

令和5年2月10日
国土交通省関東地方整備局
河川部

「第10回関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を開催します ～関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会～

『関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会』は、関東地域において、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを指標とした河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策の推進と併せて、にぎわいのある地域振興・経済活性化方策に取り組み、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりの実現を目的としています。

協議会の目的達成に向けた「基本計画」の推進にあたって、本年度の成果を確認し、来年度の実施内容について議論するため、下記のとおり、「第10回関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を開催します。

1. 開催日時：令和5年2月17日（金）15時00分から17時00分まで
2. 開催場所：さいたま新都心合同庁舎2号館5階共用大会議室501
（埼玉県さいたま市中央区新都心2-1）
3. 議事内容：各専門部会及び各主体における取組状況について 他

※傍聴、取材を希望される方は、2月15日（水）12時迄に、「傍聴申込用紙」（別紙－1）に、必要事項を記入の上、メールにてお申し込み下さい。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会

（事務局：関東地方整備局 河川部 河川環境課）

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1379

河川部 河川環境課 課長 齋藤 充則（さいとう みつのり）（内線：3651）

河川部 河川環境課 課長補佐 椎名 紀幸（しいな のりゆき）（内線：3656）

本紙送信先：（公財）日本生態系協会（本会運営補助業務受注者）

メール：2023kantoeconet@ecosys.or.jp

以下に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

| | | |
|---------------------------------------|-----|------------------------|
| 参加区分 ご希望の区分を ○で囲んでください | | 傍聴 取材 （マスコミ） |
| （ふりがな） 氏名 | | |
| 所属 団体名・会社名を ご記入ください | | |
| 連絡先 かならず どちらか一方は ご記入ください | 電話 | |
| | メール | |

- ・本紙に必要事項を記入のうえ、PDF形式にてメール送信してください。
- ・当日は、送信済みの本紙をご持参ください。
- ・申し込み後、傍聴者が変更になった場合はご連絡ください。
- ・同一所属団体からの参加は2名以内でお願いします。
- ・会場のスペースの都合上、申込者多数の場合は傍聴できない可能性もありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。
- ・冒頭から会長挨拶まではカメラ撮影が可能です。
- ・傍聴につきましては、傍聴要領（別紙ー2）に則って会場へ入室していただきます。
- ・ご提供いただいた個人情報は、政府機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則り、傍聴者の登録のために利用し、厳正な管理により取り扱います。

(趣旨)

第1条 この要領は、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会規約の第8条第2項の規定に基づき、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、協議会の許可を得て、協議会を傍聴する者とする。

(協議会の開催の周知)

第3条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の7日前までに一定の方法（インターネット等）により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、協議事項、傍聴の可否、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴の申出等)

第4条 傍聴を希望する者は、第3条協議会の開催の周知により示された傍聴手続きに則り、傍聴の登録手続きを受けなければならない。

2 傍聴可能者は、受付にて名簿での確認を行った上で会場に入室するものとし、協議会の指示に従って着席すること。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、会場の秩序を乱すおそれのある行為をしてはならない。

(撮影・録音等の許可)

第6条 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。

ただし、協議会の許可を得た場合はこの限りでない。

(事務局員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて協議会の指示に従わなければならない。

(傍聴違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、本要領に違反するときは、注意し、なおこれに従わないときは退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年 2月13日から施行する。